

令和6年度

# 児童扶養手当のしおり

～母子・父子家庭等のお子さんのために～

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。  
(外国人の方についても支給の対象となります。)

## 1 児童扶養手当を受けられることができる方

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、監護し、かつ、これと生計を同じくしている父又は当該父母以外の者でその児童を養育している方（養育者）が手当を受けられます。

なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害（例：特別児童扶養手当の支給対象）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

いずれの場合も国籍は問いません。

- ① 父母が婚姻を解消した児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・離婚
- ② 父又は母が死亡した児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・死亡
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある児童・・・・・・・・・・・・・障害
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生死不明
- ⑤ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童・・・・・・・・・・・・・遺棄
- ⑥ 父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた児童・・・・・・・・・・・・・保護命令
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童・・・・・・・・・・・・・拘禁
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・未婚
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童・・・・・・・・・・・・・その他

### ■手当が支給されない場合

- ① 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設は除く。）等に入所しているとき
- ② 児童、父又は母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ③ 父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）

## 2 児童扶養手当の月額

令和6年11月現在

対象児童数	全部支給	一部支給
児童1人目	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目以降(1人につき)	10,750円加算	10,740円～5,380円加算

※一部支給の額、2人目以降の加算額は、所得額に応じて決定されます。

※年金を受給されている場合や児童が年金の加算対象となっている場合は、年金額に応じて児童扶養手当の一部または全額が支給停止となります。

## 3 所得の制限

手当は、請求者又は扶養義務者の前年(1月～10月は前々年)の所得を判定し、手当額や手当の有無を決定します。

手当対象月	判定する所得
令和5年11月～令和6年10月	令和4年1月～令和4年12月
令和6年11月～令和7年10月	令和5年1月～令和5年12月

請求者の所得(養育費の8割相当額を含み、政令等で定められた額を控除した額)が下表の額以上の方は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部又は全部が停止になります。また、扶養義務者の所得が所得制限限度額以上の場合、全部停止となり手当は支給されません。

※扶養義務者とは、請求者の直系血族及び兄弟姉妹、養子縁組している父母等です。

※別居している扶養義務者でも、請求者と生計同一と判断される場合は所得を審査します。

※給与と所得または公的年金等に係る所得を有する場合は、その合計所得額から10万円を控除します。

扶養親族等の数	所得額		
	請求者(本人)		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	以下380,000円ずつ 加算	以下380,000円ずつ 加算	以下380,000円ずつ 加算

【注】 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある場合には、上記の額に次の額を加算した額

(1) 本人の場合は、同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき15万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

## 4 控除額

### 政令等で定められた控除額

社会保険料控除相当額	8万円	障害者控除	27万円
雑損控除（火災等の損失）	相当額	特別障害者控除	40万円
医療費控除	相当額	寡婦控除	27万円
小規模企業共済等掛金控除	相当額	ひとり親控除	35万円
配偶者特別控除	相当額	勤労学生控除	27万円

※請求者が父又は母の場合は、寡婦控除及びひとり親控除はできません。令和元年以前の年の所得に係る控除額は従前の例によります。

### ◎一部支給の具体的な金額（※計算例は、令和6年11月分の計算）

第1子 =  $45,490 \text{円} - (\text{請求者の所得金額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.025$  (係数)

第2子 =  $10,740 \text{円} - (\text{請求者の所得金額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0038561$  (係数)

それぞれを計算した値の10円未満を四捨五入した金額の合計が支給額となります。

【注1】 養育費の8割相当額を含み、政令等で定められた額を控除した後の額

【注2】 全部支給の所得制限限度額で、扶養親族等の数に応じた金額

【注3】 係数は固定していません。

$$\text{第1子の係数 } 0.025 = \frac{45,490 \text{円} - 10,740 \text{円}}{139 \text{万円}}$$

※全部支給と一部支給の所得制限限度額の差額

## 5 児童扶養手当の支払日

認定された場合の手当は、認定請求した翌月から支給され、支払月の前月までの分が支払われます。

支払日（支給対象月）	
令和6年 (2024年)	5月10日（3月分から4月分） 7月11日（5月分から6月分） 9月11日（7月分から8月分）
令和7年 (2025年)	11月11日（9月分から10月分） 1月10日（11月分から12月分） 3月11日（1月分から2月分）

※支払日を11日と定めており、土、日又は休日にあたる場合は、繰り上げて支給されます。

## 6 児童扶養手当の減額適用除外の手続について

児童扶養手当は、手当を受けてから5年以上を経過した方等については、手当額の2分の1が減額となる場合があります。ただし、期限までに減額の適用除外の手続をすれば、減額になりません。

- 「支給開始月の初日から起算して5年（ただし、3歳未満のお子さんを育てている場合は、お子さんが3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年）」と「支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から7年」のいずれか早い日の属する月から減額となります。
- ただし、下記のいずれかに該当している場合、減額適用除外の届出書と証明書等を提出していただければ減額となりません。

\* 父又は母が就業している、又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。

\* 父又は母が（就業が困難な程度の）障害の状態にある。

\* 父又は母が疾病、負傷等により就業することができない。

\* 父又は母が監護する児童又は親族を介護する必要があり、就業することができない。

※ 届出は必ず期限内にする必要があります。期限後に届出をした場合は、届出をした月の前月分の手当までが減額の対象となりますのでご注意ください。

## 7 手当を受けている方の届出

手当の受給中は、次のような届出等が必要です。

現 況 届	受給資格者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。 なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
資 格 喪 失 届	受給資格がなくなったとき
額 改 定 届 ・ 請 求 書	対象児童に増減があったとき
公的年金等受給状況届	国民年金、厚生年金、遺族年金等を受けることができるようになるなど年金等の受給状況に変更があったとき
証 書 亡 失 届	手当証書をなくしたとき
そ の 他 の 届	氏名・住所・銀行口座を変更したとき、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなど

### ご 注 意 を ！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受給した場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- ① 手当を受けている父又は母が婚姻したとき（内縁関係、同居、頻繁な訪問かつ経済的な支援など事実婚状態にある場合を含みます。）
- ② 対象児童を養育、監護しなくなったとき（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます。）
- ③ 遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき（安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます。）
- ④ 児童が父又は母と生計を同じくするようになったとき（父又は母の拘禁が解除された場合を含みます。）
- ⑤ その他受給要件に該当しなくなったとき

●手当証書・・・証書を他人に譲り渡すことはできません。

●罰 則・・・偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

【児童扶養手当担当窓口】